

徳島県交通遺児育成会からのお知らせ

小学生・中学生・高校生等^{※1}の保護者の皆様へ

徳島県交通遺児育成会では
交通遺児（保護者が交通事故で死亡もしくは重度の後遺障害^{※2}）の
皆様に奨学金を給付し、就学を援助しています。

奨学金支給対象者

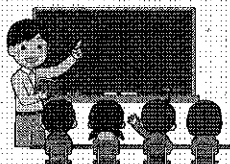
徳島県内に住所があり、小学校、中学校、高等学校等^{※1}に
在学している児童・生徒

支給額

一人につき
年額 **180,000円** (月額15,000円)

※1 小学校入学から満18歳に達した日の属する学年が終わるまで（中等教育学校・特別支援学校・高等専門学校を含む）

※2 自動車損害賠償保障法施行令別表第1又は別表第2に掲げる後遺障害の第1級から第3級までのいずれかに該当する場合



奨学金は返還の必要がありません

お問い合わせ・ご相談

徳島県交通遺児育成会

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 徳島県消費者くらし安全局消費者政策課内

TEL.088-621-2287 FAX.088-621-2979

※団体・個人の皆様からの寄附を受付しております。御協力をお願いします。
※交通遺児育成会の会員の募集もしております。

●県では、犯罪被害遺児（故意の犯罪行為により、父母等が死亡、又は父母等に重度の障害が残ったお子さん）に対する支援も行っています。詳しくは、県消費者政策課までお問い合わせください。